

新潟市地域密着型サービス運営委員会開催要綱

(目的)

第1条 地域密着型サービスの適正な運営を確保するにあたり、次に掲げる事項について、市民、学識経験者、関係団体からの意見聴取のため、新潟市地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）を開催する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2第4項及び法第54条の2第4項の規定による介護報酬の設定に関すること
- (2) 法第78条の2第1項の規定による地域密着型サービス事業者の指定及び法第115条の12第1項の規定による地域密着型介護予防サービス事業者の指定、並びに法第115条の22第1項の介護予防支援事業者の指定又は法第78条の2第6項第4号の規定により指定を行わないことに関すること
- (3) 法第78条の4第5項の規定による地域密着型サービスの事業の基準及び法第115条の14第5項の規定による地域密着型介護予防サービスの事業の基準、並びに法第115条の24第1項及び第2項の規定による介護予防支援の事業の基準の設定に関すること
- (4) その他地域密着型サービスの質の確保、運営評価など適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること

(委員構成)

第2条 運営委員会は、委員12人以内で構成する。

2 委員は次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 介護保険の被保険者
- (3) 地域における保健・医療・福祉関係者

(4) 介護サービス・介護予防サービス事業者

(5) 前4号に掲げる者のほか、地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要と認められる者

(委員長及び副委員長)

第3条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会議の進行を行う。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 運営委員会の会議は、必要の都度市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 会議において、第1条第2号に関する事項の意見を聴く際に、委員が当該地域密着型サービスの指定を申請している法人の役員又は従業者である場合は、その委員を当該事項の意見の聴取に係る会議から除くものとする。

4 運営委員会の会議は、原則公開とする。ただし、市長は理由を示した上で会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(部会の設置)

第5条 運営委員会は、第1条第4号に掲げる事項について意見聴取を行うため、地域密着型サービス指定候補事業者選定部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

(委員の任期)

第6条 運営委員会の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の

残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、福祉部介護保険課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成18年3月24日から施行する。

(経過措置)

第2条 第6条第1項の規定にかかわらず、本要綱施行後の最初の任期は、平成18年3月24日から平成18年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。